附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和五年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

○経済産業省令第五十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十二条第一項の規定に基づき、電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十九日

経済産業大臣　齋藤　健

電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令

電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（認定高度保安実施設置者の認定に係る手数料の額）

第五条　法第五十五条の三の認定又はその更新を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。ただし、同表二の項上欄に掲げる者について、法第五十五条の六第二項において準用する法第五十五条の四各号に該当するかどうかの審査に際し追加の調査が必要となった場合において、当該調査に関して同表二の項中欄に定める金額（電子申請による場合にあっては、同項下欄に定める金額）を超える特別の費用を要したときは、当該金額に当該調査に要した実費の範囲内で経済産業大臣が定める額を加えた額とする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第五条関係）

区分	金額	
		電子申請による場合における金額
一　法第五十五条の三の認定を受けようとする者	百五十万八千四百八十六円	百五十万七千五百八円
二　前項に規定する認定の更新を受けようとする者	七十万六千三百七十五円	七十万五千三百九十七円

附　則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。